

資 料

ソビエト法における継承性について

V・M・ガルシエーネフ

直 川 誠 蔵
小 杉 末 吉 訳

〔訳者解説〕

一、資本主義法と社会主義法との間における継承性の問題についてのソ連における主要論文は「立命館法学」一四六号に畑中和夫教授らの手によって一九七九年に紹介されたことがある。いずれも、ソ連科学アカデミー国家・法研究所の機関誌「ソビエト国家と法」の一九七五年の各号に掲載されたものであった。そのうち第一論文はイムレ・サボー（ハンガリー）「社会主義的比較法」、第二論文はZ・M・チェルニロフスキー（ソ連）「前社会主義法——進歩と継承性」、第三論文はV・K・ババーエフ（ソ連）「社会主義法類型と過去の法類型の間の

ソビエト法における継承性について

継承性について」であった。

これらのうち、特に第三論文はわれわれ早大比研の「継承性研究グループ」の問題関心に即応しているように見えて興味深いものの一つであった。ババーエフは、方法論的には弁証法的否定の法則を根拠に据えなければならないことを前提にした上で、過去の類型の法と社会主義法との間の継承性の形態と条件を詳細に検討する。まず、内容の分野において、一般民主主義的内容をもつ旧法、もしくは一般社会的任務の解決を目的とする旧法が極めて限られた範囲で社会主義法に継承されうることをのべる。次に、形態の面において、法部門の名称それ自体にブルジョア法と社会主義法とに共通するものが多いことに端的

にあらわれているように継承性の存在は明らかであるが、各法部門によってその程度に差異があることを指摘する。憲法、行政法、刑法など規制的・保護的規範となり、特に民法は、過渡期における多ウクライド経済の存在、現段階における商品・貨幣形態の利用に規定されて、ブルジョア法からの継承性の度合が高いことに注目する。そして社会主義法を实体法と手続法とにわけた場合、前者において継承性はミニマムであるが、後者においてはマクシマムであるとする。第三に、法律技術の領域をとりあげて、ローマ法学以来の成果としての各種法律技術の継承は、「許容されるだけでなく、無条件に義務的である」とのヨッフエの見解に基本的に同意を示し、この領域での継承性をもっとも顕著であると結論する。

ババーエフは、ブルジョア法と社会主義法との間に最大限の継承性を（無条件に）認めるアプローチでは社会主義法の本質や性質が歪曲されるので方法論的に欠陥があり、そうかと言って、継承性を全面的に否定するのも短絡的であると評価する。彼の積極的立場は次の指摘の中に含まれている。「社会主義法の本質、ブルジョア法からのその区別は、その間に生じている若干の類似性のエレメントについて沈黙するのではなく、その起源を真に科学的な、マルクス主義的な態度で説明する場合に、明確かつ完全に示されるであらう。」（立命館法学、一六四

号、五一七頁）さらに彼は、「現時点においても、借用の可能性は排除されていない」（同、五二四頁）とする。

ババーエフの以上のような見解は柔軟性に富み、妥当なものと思われる。「立命館法学」の解説にも「今日のソ連の通説的立場を示すもの」とされている。

今回われわれが紹介を試みるガルシエーネフの論文は、社会主義法とブルジョア法との断絶の契機に重きを置き、社会主義法の歴史的独自性を強調する立場にあり、ババーエフの所説と相当ニュアンスを異にしている。そのことは「発達した社会主義の法はブルジョア諸法体系からのいかなる借用をも排斥すべきであることを忘れてはならない」（本誌一二六頁）という表現の中にはっきりとあらわれている。両論文を対比しつつ研究することによって問題のより深い掘り下げが可能になることを期待する。

二、ガルシエーネフは、ハリコフ法科大学（ウクライナ）所属の法学博士であり、本論文は、ハリコフ国立大学付置出版所刊行にかかる「社会主義的適法性の諸問題」、一九八〇年第六号所載のものである。（原題は以下の通り。В. М. Горшенев, О ПРЕЕМСТВЕННОСТИ В СОВЕТСКОМ ПРАВЕ, «Проблемы социалистической законности» 1980 г., Вып. 6.)

三、本論文の翻訳紹介にあたっては、日ソ著作権センターを通じてモスクワソ連著作権協会の許可をえた。

四、訳文中の見出しは、便宜上訳者の付したものである。

はじめに

ソビエトの法および法律学における継承性の問題は、一部の論者が時々示そうとしているように、単に法体系の発展の弁証法を再現したり、所与のプロセスにおける否定の否定の法則の出現を追跡したりする試みなどではない。それは、特に厳密に専門的な観点からするならば、主として、独得で特殊な社会的現象としてのソビエト法の内容それ自体の歴史的独自性を正確に把握しようとする問題なのである。換言すれば、社会主義法一般および特殊ソビエト法が、歴史的見地からしてまたその他の社会現象との相互作用の観点からして、何をいかなる範囲で撰取することができるのか、そして何に対する社会的免疫、すなわち社会的非感染力を身につけなければならないのかという問題を解くことのなかに継承性の問題が表現されなければならないのである。

マルクス・レーニン主義法律学において、継承性の問題はかなり詳しく明らかにされている。ブルガリアの法律学者ネーノフスキーの著作は⁽¹⁾とくに内容に富んだものである。パーエフ

ソビエト法における継承性について

はこの問題について興味ある見解を述べている。⁽²⁾ 現存する諸見解の批判的分析を企てたり、山積する論争的問題にかんする議論に立ち入ったりすることはしないで、これまでまだ文献の中で提起されてはいなかったがわが国の法律学と国家・法建設の実践とにとって原理的意義をもつような諸契機について以下に指摘してみたい。

基本的観点確立の重要性

ソビエトの科学が、ソビエト法の内容、その構成要素の規定をより綿密かつ最適に仕上げるという直接的課題を遂行するにあたっては、数多く存在する極度に重要な諸事情やマルクス・レーニン主義の原理的諸結論を考慮しなければならないように思われる。これらの諸契機は法の研究過程で得られる諸結論の方法論的基礎とならなければならないだけでなく、標準基の機能をも果さなければならないのであって、任意の法律的手段あるいは科学のカテゴリーの採用および広範囲にわたるそれらの適用の合法性や正当性、また発生した変化についてのしかるべき解釈の合法性や正当性はこの標準基によって判断しなければならない。そういった基本的諸事情として数えあげる必要があるのは、われわれの見解によれば以下の二点である。第一は、新たな歴史的類型の法としてのソビエト法がブルジョア法とは

最も本質的な諸契機について異なるものであるという点である。すなわち、ソビエト法は、勤労人民の絶対的多数の意志を表現する。またソビエト法は、最も公正な社会原則たる「各人からは能力に応じて、各人へは労働に応じて」を擁護し、私的企業者流のあらゆる自由を否定し、勤労者にたいして最も恵まれた環境をつくり出すことを目標としている。換言すれば、ソビエト法は、創造者たる勤労者の利益に奉仕する法体系なのであって、とくにブルジョア法が何よりもまずそれによって特徴づけられるように、消費者たる所有者の利益に奉仕する法体系ではない。社会主義法にこの特異性があるために、それは最も偉大な発見としての、また新たな時代——社会過程の管理システムの発展の真の歴史——の出発点としての意義をもつ真のかつ最も効果的な規範的規制手段であるという全く別の特徴づけを受けることができる。ほかならぬこのような事情があるので、社会主義法の生成過程において具体的法制度および規範的命令を探究し選定するにあたり、ブルジョア諸法体系からの綿密な考慮を欠いた借用を一切排斥する徹底的な慎重さと理性的先見性が発揮されなければならないということが前提とされてくる。レーニンは、クルスキー宛の民法典草案にかんする覚書の一つのなかで、ブルジョア法とは原則的に一線を画し、勤労者保護と結びついているものだけをそこからとり出す必要性

に注意を向けた。その際、レーニンが特に強調していることは、それは一つの契機であるにすぎず、最も重要なことは「ヨーロッパのごきげんとりをすることではなく、『私法関係』への、民事への、国家の干渉を強化するという点でさらに前進することである³⁾」ということである。「これをどう実施しなければならぬかは私にはいえない。というのは、問題を研究することも、個々の法典になりとふかく立ち入ることも私にはできないからである。しかしそうしなければならぬということには私にははっきりしている。この面でのやらないという危険（やり『すぎ』という危険ではなく）がいまわれわれを脅かしている³⁾ということ、このことも私には十分はっきりしている」とレーニンはさらにのべている。したがってレーニンの態度は次の点に帰着していたのであった。すなわち、ソビエト法、特に民法のような法部門の形成にあたっては、民法学的伝統を断固として克服しなければならないこと、そしてこの見地からしてやらないすぎたり、熟考しなかったりすることは破滅的であること。

継承性の問題を解決するにあたって考慮すべき第二の事情を有するのは、全人民的法、すなわちすでにその独自の基礎にもとづいて発展しつつあり、かりそめにも「ブルジョア法」と評価することのできない社会現象と「継承性の問題と」の直接的

関係である。それは、継承性の問題を実践的および理論的に解決するにあたりより一層原則的立場に立つことを前提とする。ここでまた重視しなければならないのは、ソビエト法発展の現代の実践は現代ブルジョア世界の諸法体系からのいかなる借用をも完全に排斥しなければならないという結論である。

具体的な問題点

(一) ブルジョア民法典からの脱却度

これらの争そう余地のない事情を考慮するという立場からすれば、社会主義法における継承性の具体的状況とその社会的帰結とを幾分違った風に分析することが可能になると思われる。この過程の積極的側面は明らかであり、疑う余地もない。しかしより一層の興味をひくのは、社会主義法の生成の第一段階および第二段階におけるその継承性の過程で払わざるをえなかった犠牲を科学的に探究することである。現在、次のように指摘してもおそらく少しもまちがっていないと思われるのであるが、ソビエト法の個別法部門の形成にさいしてなされた借用のうちの多くは、社会主義法を特異な社会現象として評価するという要請に対して全く熟慮を欠いた態度をとったことの結果であったということである。たとえば、周知のように、ソビエト権力の初期に採択された民法典ならびにひきつづく若干の立法は、

ソビエト法における継承性について

西欧の民事立法のほとんど文字通りの再現であった。そのさい、このことは、「固有の」社会主義的民法典を細部にわたって仕上げる時間的余裕がなかったことによって正当化された。この観点からすれば、一九三一年に次のように書いたストゥーチカの考えは興味深い。「われわれの法典（民法典）は、その準備期間が短かったために、西欧民法の最良の模範からほとんど丸のままかつ逐語的に引写さなければならなかった。われわれは何かある独創的なものを創り上げるという目的を自らに課すことはできなかった。なぜなら、われわれは当時、民法分野において最終的な脱却の限界を精確に定めることも、建設の新たな形態を与えることもできなかったからである。」⁽¹⁾かくして、当時余儀なくされた疑う余地のない社会的犠牲は時間不足としかるべき科学的・理論的力能の欠如の結果であった。これらすべてのことは、あらゆるブルジョア的影響からの最終的脱却の方途についての真剣かつ緊張した科学的探究や、更にその後の社会主義的法的規制の新たな法律の形態の案出に当って考慮し、またその基礎に据えるべきことはいうまでもない。しかしながら、個人崇拜という事情と大祖国戦争（第二次世界大戦）の惹起した困難とによって、マルクス主義法律学者のこの率直な告白は忘れ去られ、もしくはそれに特別の意義も与えられないこととなった。それ故に、すでに六〇年代に採択された

現行民法典にも、レーニンが心を勞し、三〇年代にマルクス主義学者たちが心底から興味をもって語った形態の獨創性と特別の斬新性といった特徴がそなわっていないのである。

(二) ソビエト民法学における保守と革新

わが国の法律実践および法律学によって、ブルジョア民法からの最終的脱却の限界を厳密に定め、民事取引の新たな法的規制形態を定める真に社会主義的な民法典の獨創的な模範が四〇年代に入るまでについて作成されなかったという事情は、多分、法律実践の概念装置がある意味で安定化した理由となっているのであらうし、また同様に全体としてある程度までわが国法律学、とくに民法学の現状を規定しているのであらう。この部門において、伝統的民法学的傾向と革新的傾向という二つの傾向がとくに明瞭にあらわれ、両者の支持者は主として経済法の問題に関して立場を異にしている。ローマ私法の基本的諸制度を撰取したブルジョア法というしろものにもとづいて形成された伝統的民法学的諸概念によって育まれた前者の傾向の代表者たちは、経済法という獨立した法部門——自律的で民法から分化をとげた法部門——の新生を科学的見地において確証するためでありとあらゆる根拠が社会主義社会發展の現代的条件下において存在するということに同意できない。實際、社会主義

社会における民法も、原理的に新たな内容と任務を有するのであって、私的企業者流の自由の原理の確立という伝統的民法学的観点における主要なものを喪失している。この見地で注目し値するのがチエコスロヴァキア社会主義共和国の民法実践であって、周知のようにこの国では、一九六四年末に經濟關係と民事關係の範圍の明確な境界画定がなされ、それに対応して二つの獨立した法典、經濟法典および民法典が發布された。これら二つの法律では、ブルジョア民法からのいかなる本質的借用をも排斥するという原理が一層徹底して採用されている。たとえば、チエコスロバキア社会主義共和国民法典では、民事取引の主體的構成といった最重要な契機に関して伝統的民法学的用語法が拒否されている。民法的關係の当事者は、市民及び社会主義組織と名づけられ、法律の文言中には「自然」人や「法」人について片言も記されていない(第一篇第二章参照)。民事取引では社会主義組織にたいする市民の優位がもっとも明瞭に強調されている。ついでに言えば、社会主義組織は市民に対してしかるべきサービスを与えることが義務づけられている(第四篇第一章参照)などなど。

(三) ソビエト法における諸法部門

わが国の法体系において獨立の經濟法部門が形成されたとい

う事実——それは社会主義法とは一方で先行する諸法体系からの継承性を排斥し、他方でブルジョア法と根本的に異なる構造を含むまさに独自で独創的な社会現象であることを証拠だてるものにほかならないが——この事実を根拠づけようとするソビエト学者の見解の正しさを確認する理由や事情は数多く存在する。

ソビエト法の構造の特質の一つは、同様に、諸部門をその階梯ヒエラルヒーのおよび服従的特徴づけによってしかるべく再配置すること、ソビエト法の全部門を全く新たな内容で満たすことにある。これと関連して、全人民的法の階梯的構造のひな型づくりにさいして、伝統に従って民法、行政法および刑法を基本部門として区分する個々の学者の見解に同意することは困難である。彼らは、たとえば労働法のような部門を行政法からの派生部門の一つと見、それを家族法、土地法とともに特別法部門の範疇に入れる。そして経済法ときたら、一般に、ソビエト法体系における独立の部門として区分されることがない。

遺憾ながら、こうした態度は、発達した社会主義社会の連関構造に生じた根本的变化を考慮していないし、また社会的連関の相互関係における精確な階梯を定めた基本的憲法命題に合致していない。周知のように、ソ連法憲法は政治関係を優先し、それ故にそれを真先に規定する（第一章参照）。そのあとに経

ソビエト法における継承性について

済関係（第二章）および社会関係（第三章）が続く。その場合、経済関係システムにおいて首位を占めるのは、これこそ疑いもなく経済法たる照応する規範命令群の、直接的規制対象としての経済的連関にほかならない。ここでとくに意味があるのは、基本法〔憲法〕が第一三条および第一四条で、発達した社会主義社会の条件下における人間の労働積極性に極めてはつきりと重きを置き、そのことによって、社会的有用労働から派生した財としての市民の個人的所有に基づく民事取引の連関ではなく労働関係を優先していることである。

われわれの考えによれば、こうした憲法規定の構造の理解から出発すると、民法よりも労働法を優先・優越させることが至当なのであり、労働法を派生的法やましてや特別法としてではなくソビエト法の基本的諸部門の体系における最上の法として評価することに何の疑問もない。社会主義法の独創性はこのようにすることによってもまたはっきりとあらわれてくるし、その内容に関する多くの指標によるだけでなく、ブルジョア法と異なる原理的に別の階梯ヒエラルヒーの要求に従属する構造的仕組によっても、社会主義法における継承性の否定の事実が再度確認されるのである。

（四） 法律的手続の統一的理解

社会主義法の獨創性——すなわちブルジョア法体系の伝統的原理に対するその免疫性——を同じくある程度強調するもう一つの重要な問題の解決が、極端に民法学的な伝統によって妨げられているとき、もう一つの事情にも注目される。この場合問題となっているのは、手続的形態の可能性とそのカバーする範囲である。われわれの深く確信するところによれば、管理主体の構造および服従〔關係〕が根本的に変化している発達した社会主義社会の条件のもとで、ただ単に司法的機能を遂行する法形態にたいしてだけでなく国家機関活動のすべての法形態にたいしても法律的手続的特質が適応する客観的傾向の存することが全面的に支持されていることはきわめて根拠あることである。

法律的手続の統一的理解に反対し、社会主義社会における法的規制の特質や国家活動の様々の領域の手続規則定立の実践が著しく拡大した事実ばかりでなく、裁判所と代表制権力機関の手続の同列性に関するマルクスの一個の原則的結論をも考慮しようとし、個々の学者を理解することは困難である。周知のように、マルクスは次のように書いている。「裁判所にとっての訴訟規則にあたるものが、立法機関にとっては議事日程と議事規則である」。したがって、手続的形態を非伝統的に拡大して理解しようとするならば、ソビエト国家装置の官僚化やその維

持費の増大すら促されかねないとの手続の統一的理解の反対者の主張は全く取るに足らない。この場合、第一に国家装置の官僚化や維持費の増大とは一体何なのか、第二にその本質および社会的使命からして単一であり、また伝統的権力分立原理を受け入れておらず、それゆえに法律的手続を勤労者によって選出され勤労者に従属する国家勤務員の「眞の活動する」団体である社会主義国家諸機関の活動の法的形態の複合的体系として統一的で非伝統的に解釈するという考え方の意義がどこにあるのか、といった点について論者の無理解がみうけられる。

(五) 裁判所の地位及び法創造的機能

裁判所をある種の超国家的普遍的機関とみなすというわれわれの学問上広く普及している理解は、国家機関の相互關係の伝統的原理の正当化しえない借用のあらわれである。そのことは、一方で、裁判所の権力的実現能力がきわめて過大に評価される点、すなわち裁判所が生起するあらゆる紛争の最も公平な解決の方法および形態の包括的担い手であるといわなければかりに評価される点に具体的に表現されている。かくて、裁判所をその他の国家諸機関に対抗させるという一風変わったことが生じる。裁判所の役割および意義についてのこうした理解に今日同意することはおそらく困難であろう。というのも、全人民国家

の条件下ではそのすべての機関の社会的価値はひとしいからである。他方、上級裁判機関が管理の専門化の要求の結果、下級機関に対する一般的指導——すなわち各省大臣によって遂行される管理の型などになった全裁判システムの活動の職務上（官庁機構上）の調整機能——を遂行することが可能であるしまたそうしなければならないという争う余地のない事情を考慮しないで、裁判機関一般に対して法創造機能を否定することもまた正しくない。すなわち、ソ連最高裁判所および各連邦構成共和国最高裁判所は、個別立法適用の実践に関して指導的指示を採択するという形式で一連の法創造的権限を遂行する。これらの法令（指導的指示）のなかには、通常、裁判活動の効率を高めるために発せられ、それ故に確固たる履行が要求される手続的性格の規範が含まれている。前述したことと関連して、科学の効力を裁判所の法創造機能の欠如を証明することに向けるのではなくて、全人民国家における裁判所の獨創性及び特異性を極めてはっきりと強調しているこれらの権限の性質、性格および具体的使命を解明することに向けることの方が一層目的のなっている。

（六）用語法

伝統的な、もしくは一般的に採用されている法形態の正当化

ソビエト法における継承性について

されえない借用という事実は、政治的緊張があまり感じられない領域においてばかりでなく、われわれの考えでは、最高度の政治的原則性を發揮しなければならない領域においてもまた生じている。

とくに、専門的な用語法についてはより慎重に、熟慮しかつ責任をもつてのぞみ、社会主義の個々の国家法（憲法）上の諸機関に対してしばしば不適切に使用され、時にはその特別の美点を強調しようとして使用される術語は完全に排除することに努めなければならない。たとえば、わが国の定期刊行物において極めてひんばんにソ連最高ソビエトが「ソビエト議会」と呼ばれ、市の人民代議員ソビエト執行委員会議長が「市長」と、ソ連最高ソビエト幹部会議長が「大統領」と、代議員が「国會議員」などと呼ばれたりしている。この種の「形容語」は前記の諸機関を決して高尚にすることも飾りたてることもしないし、ましてやその威信、權威を高めるゆえんでもないように思われる。それは政治的世評としても評価しえない。逆に、これらの「形容語」は前記諸機関の眞の社会的価値を貶めるものであり、また根本的に議會と異なり、本質においてもあらゆる形態的契機によっても議會と原則的に全く相容れない代表制權力機関のシステムに属する特種の社会的現象としてのそれらの獨自性を均してしまうものである。周知のように、マルクス・レ

レーニン主義の古典家たちは議会制度の体系に鋭く反対し、社会主義国家制度はきわめて重大な社会的欠陥を内在させている議会制度からのいかなる継承性をもすべて排斥すると指摘している。彼らは、議会が歴史的に没落の運命にあること、国家権力の代表制機関の社会主義的で真に民主主義的な諸制度に議会を適用する余地が絶対ないことを常に強調した。

むすび

ソビエト法が、発達した社会主義社会と同じく、それ自身の基礎の上で発展しつつある今日の条件下での継承性の問題の研究は、次のような原則的立場から実施されなければならないことを指摘したい。すなわち、現在、法および法的規制の完成に関する結論および勧告を定式化するに当っては常に最大限の慎重さを発揮しなければならず、発達した社会主義の法はブルジョア諸法体系からのいかなる借用をも完全に排斥すべきであることを忘れてはならないということである。今問題となっているのは、猿の人間への進化の過程に生じたのと同様な、驚異的飛躍を意味する真の歴史的過程を確認しうる社会的発展の状態なのである。資本主義と比較して、発達した社会主義とは資本主義的な「動物的」状態から解放された社会であり、全く別の社会的特徴をもち、それ故にその生活原理上、いまだに残存す

る近隣の発生の先行者と両立しえない、高度に組織化された高度に知的な社会的有機体なのである。

こうした厳しい比較的強調が必要なのは、われわれの考えでは、何よりもまず社会科学の一種としての法律学の戦闘的攻撃的性格の一般的な方法的基礎を仕上げる可能性をもちたいからであり、そこにおいてはいかなる共存もないしまたありえず、いかなる妥協をも排する二つの対立的世界の非和解的闘争がおこなわれる。このことを忘れてはならないし、最近のソ連共産党中央委員会決定「イデオロギー的、政治・教育的活動の一層の改善について」は、あらためてそれをめざしている。

原註

- (1) Н. Ненюки, Премственность в праве. М., Юрид. лит., 1977.
- (2) В. К. Бабаев, Советское право как логическая система. М., Изд-во АН МВД СССР, 1978.
- (3) レーニン「デ・イ・クルススキーへの手紙」〔邦訳「レーニン全集」第三三巻、二二〇頁参照〕
- (3') 同右。
- (4) П. И. Стучка, 13 лет борьбы за революционно-марксистскую теорию права. Сборник статей.

1917-1931. М., Изд-во НКЮ, 1931, стр. 125.

(5) С. С. Алексеев, Структура советского права. М., Юрид. лит., 1975.

(6) マルクス「議会から——ブルワールの動議——アイルランド問題」〔邦訳『マルクス・エンゲルス全集』、第一一巻、三五三頁参照〕

(7) А. Т. Боннер, Маркс о соотношении материального права и процесса. «Правоведение», 1978, № 4, стр. 32.

(本紹介は、文部省科研費による研究「法の継承性——資本主義法と社会主義法との間における——」の一部である。)